

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和59年東京都条例第128号

最終改正 平成28年東京都条例第2号

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
- ② 無指定地域 前号に掲げる地域以外の地域をいう。
- ③ 第一種文教地区又は第二種文教地区 それぞれ東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第2条に規定する第一種文教地区又は第二種文教地区をいう。
- ④ 病院又は診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）をいう。

第2条 削除

(風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の地域とする。

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（以下「住居集合地域」という。）。ただし、法第2条第1項第4号及び第5号の営業に係る営業所については、近隣商業地域及び商業地域に近接する第二種住居地域及び準住居地域で東京都公安委員会規則（以下「規則」という。）で定めるものを除く。
 - (2) 学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の地域。ただし、近隣商業地域及び商業地域のうち、規則で定める地域に該当する部分を除く。
- 2 前項の規定は、列車等常態として移動する施設において営まれる風俗営業に係る営業所については、適用しない。

(特別な事情のある日)

第4条 法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等として規則で定める日とする。

(特別日営業延長許容地域の指定等)

第4条の2 法第13条第1項第1号の特別な事情のある地域として条例で定める地域(以下「特別日営業延長許容地域」という。)は、次項で定める地域のほか、規則で定める地域とする。

2 法第2条第1項第4号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第8条に規定する営業に限る。第5条において同じ。)を除く風俗営業について、法第13条第1項第2号の午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域(以下「営業延長許容地域」という。)は、商業地域のうち規則で定める地域とする。

(営業時間の延長)

第4条の3 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- ① 法第13条第1項第1号に該当する場合 午前1時以後であつて地域の区分ごとに規則で定める時
- ② 法第13条第1項第2号に該当する場合 午前1時以後であつて規則で定める時

(風俗営業の営業時間の制限)

第5条 次の表の上欄に掲げる風俗営業は、同表の中欄に掲げる地域において、同表の下欄に掲げる時間においては、これを営んではならない。

法第2条第1項第4号の営業	東京都内全域	午後11時から翌日の午前10時まで
法第2条第1項第5号の営業	住居集合地域	午後11時から翌日の午前10時まで
	営業延長許容地域	前条第2号の規則で定める時(第4条の規則で定める日にあつては、当該日に係る特別日営業延長許容地域について前条第1号の規則で定める時)から午前10時まで
	住居集合地域及び営業延長許容地域以外の地域	午前0時(第4条の規則で定める日にあつては、当該日に係る特別日営業延長許容地域について前条第1号の規則で定める時)から午前10時まで
その他の風俗営業	住居集合地域	午後11時から翌日の午前10時まで

(風俗営業等の騒音及び振動の数値)

第6条 法第15条(法第31条の23及び法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域について、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値			
	午前6時 後午前8 時前の時 間	午前8時 から午後 6時前の 時間	午後6時 から翌日 の午前0 時前の時 間	午前0時 から午前 6時まで の時間
(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種文教地区	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び無指定地域(第一種文教地区に該当する部分を除く。)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
(3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(第一種文教地区に該当する部分を除く。)	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、東京都内全域について55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

- ② 客の求めない飲食物を提供しないこと。
 - ③ 法第17条の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。
 - ④ 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
 - ⑤ 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
 - ⑥ 営業所において、店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいう。以下同じ。）、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）又は店舗型電話異性紹介営業（法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。）を営み、又は他の者に営ませないこと。
 - ⑦ とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
 - ⑧ 営業所の周辺において客が投棄したと認められるごみ又は排せつ若しくは吐しやしたと認められる物を放置したままにしないこと。
- 2 法第2条第1項第4号及び第5号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 客相互の行う遊技の結果に対して賞品を提供しないこと。
 - ② 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
 - ③ 営業所（まあじやん屋及び飲食店営業と法第2条第1項第5号の営業とを兼業している営業に係る営業所を除く。）において、客に飲酒をさせないこと。

（年少者の立入りの制限）

第8条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設）

第9条 法第28条第1項（法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の条例で定めるその他の施設は、病院及び診療所とする。

（店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域）

第10条 次の表の上欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

- ① 法第2条第6項第1号及び第2号の営業並びに受付所営業 台東区千束四丁目（16番から32番まで及び41番から48番まで）の地域以外の地域
- ② 法第2条第6項第3号、第5号及び第6号並びに同条第9項の営業 商業地域以外の地域

- ③ 法第2条第6項第4号の営業のうち、政令第3条第2項の構造を有する施設を設けて営む営業 次に掲げる地域以外の地域
- 1 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目（2番から29番まで）、新宿二丁目（6番、11番、12番及び16番から19番まで）及び新宿三丁目（2番から13番まで）の地域
 - 2 台東区千束四丁目（16番から32番まで及び41番から48番まで）の地域
 - 3 豊島区西池袋一丁目（18番から44番まで）の地域
- ④ 法第2条第6項第4号の営業のうち、政令第3条第3項の設備を有する施設を設けて営む営業（③に該当するものを除く。） 近隣商業地域及び商業地域（第一種文教地区及び第二種文教地区に該当する部分を除く。）以外の地域

（店舗型性風俗特殊営業等の深夜における営業時間の制限）

第11条 店舗型性風俗特殊営業（法第28条第4項に規定するものに限る。）、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、東京都内全域において、午前0時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

（店舗型性風俗特殊営業等の広告又は宣伝を制限すべき地域）

第11条の2 法第28条第5項第1号ロ（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第10条に規定する当該営業の禁止地域とする。

- 2 法第31条の3第1項及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる営業について、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

(1) 法第2条第7項第1号の営業	台東区千束四丁目（16番から32番まで及び41番から48番まで）の地域以外の地域
(2) 法第2条第7項第2号及び同条第10項の営業	商業地域以外の地域

- 3 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、商業地域以外の地域とする。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所の設置を許容する地域の指定）

第12条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、病院、診療所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する助産施設、乳児院、母子生活

支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに保育所及び幼保連携型認定こども園（午前0時から午前6時までの時間において同法第4条第1項に規定する児童が利用することのできる施設に限る。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の地域（商業地域のうち、規則で定める地域に該当する部分を除く。）を除く。

- ① 商業地域のうち規則で定める地域
- ② 前号に掲げるもののほか、東京都公安委員会が政令第22条に規定する基準に照らし相当と認め規則で定める地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第13条 特定遊興飲食店営業は、東京都内全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第14条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- ② 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- ③ 営業所において、その営業に係る料金で次に掲げる種類のものを表示すること。
 - イ 入場料金、遊興料金、飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客が遊興をし、又は飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金
 - ロ サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金でイに定めるもの以外のものがある場合にあつては、その料金
- ④ 前号の規定による料金の表示は、次のいずれかの方法によること。
 - イ 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金表その他料金を表示した書面その他の物（以下この号において「料金表等」という。）を客に見やすいように掲げること。
 - ロ 客席に料金表等を客に見やすいように備えること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、注文前に料金表等を客に見やすいように示すこと。
- ⑤ 第3号の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。
- ⑥ 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
- ⑦ 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
- ⑧ 営業所において、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

- ⑨ とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
- ⑩ 営業所の周辺において客が投棄したと認められるごみ又は排せつ若しくは吐しやしたと認められる物を放置したままにしないこと。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第15条 住居集合地域においては、法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業を午前0時から午前6時までの時間において営んではない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第16条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中しており、特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域であつて規則で定める地域とする。

附 則 (略)